

【参考資料】

令和6年第3回奥州市議会定例会

条例議案 新旧対照表

議案第1号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 〔奥州市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（第1条関係） 奥州市国民健康保険条例（第2条関係）〕
議案第2号	介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 〔奥州市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（第1条関係） 奥州市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（第2条関係）〕
議案第3号	奥州市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例
議案第4号	奥州市肥育素牛選抜導入貸付事業基金条例の一部を改正する条例

奥州市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（6）略 <u>（7）～（9）</u> 略 （受給者証の提示） 第9条 受給者等は、受給者が医療を受けようとする場合は、医療機関等に受給者証を提示するものとする。	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（6）略 <u>（7）保険証 被保険者証、組合員証又は被扶養者証等保険給付を受けるために発行された証をいう。</u> <u>（8）～（10）</u> 略 （受給者証の提示） 第9条 受給者等は、受給者が医療を受けようとする場合は、医療機関等に<u>保険証とともに</u>受給者証を提示するものとする。

奥州市国民健康保険条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 後	現 行
(過料) 第10条 法第9条第1項若しくは <u>第5項</u> の規定による届出をせず、 <u>又は虚偽の届出をした者は</u> 、10万円以下の過料に処する。	(過料) 第10条 法第9条第1項若しくは <u>第9項</u> の規定による届出をせず、 <u>若しくは虚偽の届出をした者又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者は</u> 、10万円以下の過料に処する。

奥州市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	現 行
（基本方針） 第2条 地域包括支援センターは、<u>次条第1項</u>に掲げる職員が協働して包括的支援事業（法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業をいう。）を実施することにより、各被保険者（法第9条第1号及び第2号に規定する者をいう。以下同じ。）の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。 2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）<u>第140条の66第1号イ</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。 （職員の基準及び員数） 第3条 <u>地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する者をいう。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。</u> (1)～(3) 略 <u>2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。</u> <u>3 第1項各号に規定する準ずる者は、それぞれ次の各号に定める者とする。</u> (1)～(3) 略	（基本方針） 第2条 地域包括支援センターは、<u>次条</u>に掲げる職員が協働して包括的支援事業（法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業をいう。）を実施することにより、各被保険者（法第9条第1号及び第2号に規定する者をいう。以下同じ。）の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。 2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）<u>第140条の66第4号</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。 （職員の基準及び員数） 第3条 <u>地域包括支援センターにおいて専らその職務に従事する常勤の職員に係る基準及び当該職員の員数は、担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する者をいう。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに原則として次のとおりとする。</u> (1)～(3) 略 <u>2 前項各号に規定する準ずる者は、それぞれ次の各号に定める者とする。</u> (1)～(3) 略

奥州市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 後	現 行
（指定介護予防支援の業務の委託） 第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 （1）委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 （2）～（4）略	（指定介護予防支援の業務の委託） 第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 （1）委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 （2）～（4）略

奥州市ひとり親家庭等医療費給付条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) 略 <u>(8)～(10) 略</u> (受給者の制限) 第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給者から除くものとする。 (1) 略 (2) 母子等法第6条第1項に規定する配偶者又は民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者がいるときは、これらの者で主としてその者の生計を維持するものの前年の所得が<u>令第2条の4第6項</u>に規定する額を超える額である者 (3)～(6) 略 (受給者証の提示) 第10条 受給者等は、受給者が医療を受けようとする場合は、医療機関等に受給者証を提示するものとする。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) 略 <u>(8) 保険証 被保険者証、組合員証、被扶養者証等保険給付を受けるために発行された証をいう。</u> <u>(9)～(11) 略</u> (受給者の制限) 第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給者から除くものとする。 (1) 略 (2) 母子等法第6条第1項に規定する配偶者又は民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者がいるときは、これらの者で主としてその者の生計を維持するものの前年の所得が<u>令第2条の4第7項</u>に規定する額を超える額である者 (3)～(6) 略 (受給者証の提示) 第10条 受給者等は、受給者が医療を受けようとする場合は、医療機関等に<u>保険証とともに</u>受給者証を提示するものとする。

奥州市肥育素牛選抜導入貸付事業基金条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(設置) 第1条 <u>奥州市水沢、水沢佐倉河、水沢真城、水沢姉体町、水沢羽田町、水沢黒石町、前沢、前沢古城、前沢白山、前沢生母、胆沢小山、胆沢南都田、胆沢若柳及び衣川</u>において前沢牛肥育農家の経営規模拡大及び前沢牛の銘柄確保に資するため、奥州市肥育素牛選抜導入貸付事業基金（以下「基金」という。）を設置する。 (基金の額) 第3条 基金の額は、<u>6,000万円</u>以内とする。	(設置) 第1条 <u>奥州市前沢、前沢古城、前沢白山及び前沢生母</u>において前沢牛肥育農家の経営規模拡大及び前沢牛の銘柄確保に資するため、奥州市肥育素牛選抜導入貸付事業基金（以下「基金」という。）を設置する。 (基金の額) 第3条 基金の額は、<u>4,000万円</u>以内とする。